

# 奈良県スポーツイノベーション推進本部検討部会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、奈良県スポーツイノベーション推進本部（以下「推進本部」という。）規約第11条第5項の規定に基づき、検討部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (事業)

第2条 推進本部からの付託事項及び委任事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 奈良県スポーツイノベーション推進計画（以下「推進計画」という。）に関する調査、審議及び決議をすること。
- (2) 推進計画に基づく競技力底上げに向けた事業実施に必要な調査、審議及び決議をすること。
- (3) その他推進本部の目的達成に必要な事業の調査、審議及び決議をすること。

## (構成)

第3条 部会は、推進本部本部長（以下「本部長」という。）が委嘱した委員（以下「検討部会委員」という。）をもって組織する。

2 検討部会委員は、無報酬とする。

## (役員)

第4条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 検討部会委員 若干名

## (役員を選任)

第5条 部会長及び副部会長は、検討部会委員のうちから本部長が委嘱する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

## (任期)

第6条 検討部会委員の任期は、推進本部規約第11条4のとおりとする。

## (会議)

第7条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 部会は必要があるときは、検討部会委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、当該部会の部会長が会長の承認を得て別に定める。

## 附則

この規程は、令和6年4月17日から施行する。